

令和 8 年度

福岡市地域経済循環創造事業補助金 募集要項

(ローカル 10,000 プロジェクト)

～市街化調整区域や離島における地域産業の振興につながる

新たなビジネス創出支援～

目次

| | | |
|----|------------------|----|
| 1 | 事業の目的 | 2 |
| 2 | 補助対象事業 | 3 |
| 3 | 補助対象者 | 5 |
| 4 | 補助対象期間 | 5 |
| 5 | 補助対象経費・補助上限額 | 6 |
| 6 | 事業スキーム | 8 |
| 7 | スケジュール | 9 |
| 8 | 募集件数 | 9 |
| 9 | 審査について | 9 |
| 10 | 提出書類 | 10 |
| 11 | プレゼンテーション資料の作成要領 | 11 |
| 12 | 提出期間・提出方法等 | 12 |
| 13 | 留意事項 | 13 |
| 14 | 評価項目 | 14 |
| 15 | 申請書の提出及び問い合わせ先 | 15 |

I 事業の目的

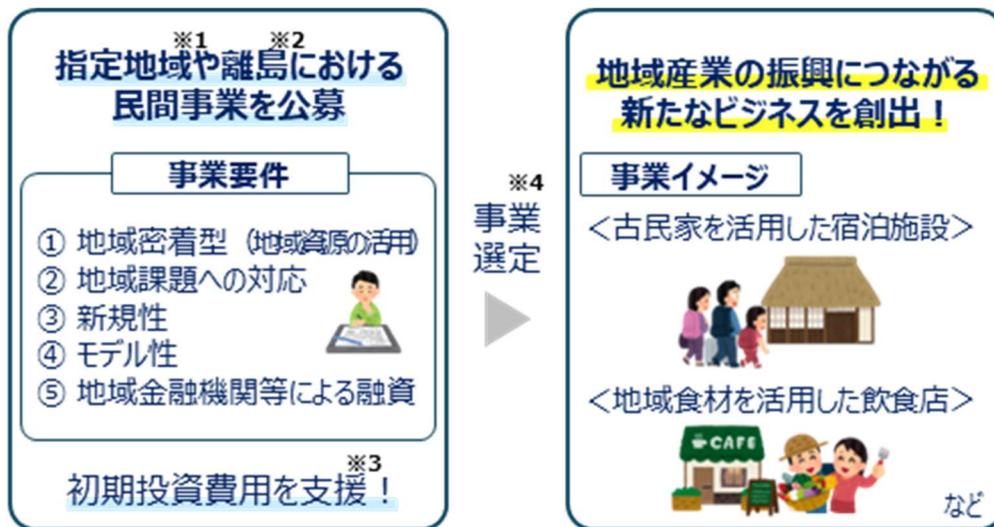
福岡市は、海や山に囲まれた地理的な特徴を生かし、コンパクトな都市づくりを進めていますが、豊かな自然や食を支える市街化調整区域や離島では、人口減少や少子高齢化が進み、農林水産業の担い手不足や地域コミュニティの維持等の課題を抱えていることから、市街化調整区域における農山漁村地域の魅力を生かしたまちづくりや離島振興に取り組んでいます。

平成28年6月からは、「市街化調整区域の土地利用規制緩和制度」の運用開始を契機として、地域産業の振興につながるビジネス創出に向けた取組みを進めており、この補助金は、市街化調整区域の指定地域や離島における更なるビジネス創出に向けて、国の交付金※を活用し、民間事業者等による地域産業の振興につながる新たなビジネス創出に対して支援することを目的とします。

※国の交付金

地域金融機関等から融資等を受けて事業化に取り組む民間事業者等が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、自治体が助成する経費に対し、総務省が交付する「地域経済循環創造事業交付金」（ローカル10,000プロジェクト）を指す。

《事業イメージ》



※1 東区：志賀島・勝馬、早良区：脇山・内野・曲洲、西区：北崎・今津・能古

※2 西区：玄界島・小呂島

※3 ⑤の額以下で、上限2,000万円/件（国費含む）

※4 国（総務省）における審査を含む

2 補助対象事業

補助対象事業は、次の事業要件の全てに該当し、市街化調整区域の指定地域や離島における地域産業の振興につながる優れた事業と認められるものとします。

なお、事業実施にあたっては、(3)土地利用等の制限等に十分留意してください。

(1) 事業要件

- ア 産学金官労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業であること。
- イ 事業の実施により、福岡市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- ウ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
- エ 補助対象経費のうち、民間事業者等が地域金融機関、日本政策金融公庫等から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額の総額が、福岡市からの補助金と同額以上であり、当該融資は無担保(補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資であること。なお、金融機関等は経営者に対して民間事業者等の連帯保証人になること(経営者保証)を求めてはならない。
- オ 「(2) 事業の対象地域」に掲げるいずれかの地域で実施する事業であること。

(2) 事業の対象地域

- ア 「市街化調整区域の土地利用規制緩和制度」の指定地域
(市街化調整区域のうち、農林水産業が主たる産業の地域で、人口減少が顕著または少子高齢化や一次産業の担い手不足が深刻化しており、地域の大半が市街化区域と近接していない次の8地域)

東区：志賀島、勝馬

早良区：脇山、内野、曲淵

西区：北崎、今津、能古

- イ 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

西区：玄界島、小呂島

※玄界島及び小呂島は、都市計画区域外になります。

(3) 土地利用等の制限

- ア 市街化調整区域における規制

事業予定地が市街化調整区域内の開発及び建築行為は、都市計画法等の関係法令により規制されているため、建築物の新築等や用途変更の場合、本補助金によ

る事業については、原則、次の「イ 市街化調整区域における規制緩和制度」の活用を前提とした事業内容としていただく必要があります。

そのため、明らかに立地できない内容は認めないこととします。

なお、「イ 市街化調整区域における規制緩和制度」は、福岡市開発審査会に附議する必要がありますが、本公募は開発許可等を得るための審査及び評価ではありませんので、諸手続きについては、別途、事業者等の責任・負担において実施してください。諸手続きのための計画変更に係る費用の増加等についても当該事業者の責任・負担とします。

※市街化調整区域における開発基準についての詳細は、担当窓口（市役所4階 開発・盛土指導課）で相談されるか、福岡市ホームページからダウンロードできます。

福岡市ホーム > 創業・産業・ビジネス > 建築 > 建築物を買う・建てる > 開発許可・宅地造成規制について > 開発許可申請等の手引き【開発指導ホームページ】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/morido/netdetetsuduki/001.html>



イ 市街化調整区域における土地規制緩和制度

市街化調整区域等、農山漁村地域においては、人口減少、少子高齢化の進展等に伴い、一次産業の振興や地域コミュニティの維持・活性化等が大きな課題となっていることから、平成28年6月に、地域を指定したうえで、地域住民等による合意形成がなされていると認められる場合に、農林水産業や観光業等、地域産業の振興に寄与する建築物の立地が可能となるよう、土地利用規制の緩和（福岡市開発審査会附議基準の改正）を行っています。

※福岡市市街化調整区域地域産業振興施設の立地申請の詳細は、担当窓口（市役所8階 企画調整部）で直接配布するほか、福岡市ホームページからダウンロードできます。

福岡市ホーム > 創業・産業・ビジネス > 建築 > 建築物を買う・建てる > 開発許可・宅地造成規制について > 市街化調整区域の土地利用規制緩和：「地域産業振興施設」（平成28年6月8日）

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/morido/netdetetsuduki/tiikisangyou_sinkou_sisetu_01.html



※市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引きの日（昭和45年12月28日（早良区：脇山、内野、曲淵は昭和53年3月30日））を跨いで存在している建築物を同用途で増改築する場合（都市計画法第43条による手続き）は、「イ 市街化調整区域における規制緩和制度」の活用が不要の場合がありますので、別途、担当窓口（市役所4階 開発・盛土指導課）にご相談ください。

ウ 関係法令の遵守

本公募の申請にあたっては、上記の規制・制度のほか、建築基準法その他関係法令・条例等を遵守した事業内容としてください。

3 補助対象者

補助対象者は次の各号の全てに該当する者とします。

- (1) 「2 補助対象事業(2) 事業の対象地域」に掲げるいずれかの地域に事業所等を有する者又は設けようとする者で、将来に渡って当該地域で事業継続する意思を有すること。
- (2) 市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納していないこと。
- (3) 役員が福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 補助対象経費に対して、国、地方公共団体又はその他機関が交付する補助金、交付金、助成金等を本補助金と重複して交付を受けていない、又は受ける見込みがないこと。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的としないこと。
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。
- (7) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。

4 補助対象期間

補助金の交付決定日から令和9年3月31日(水)まで

※交付決定日前に実施された事業は補助対象になりません。

※期間内に福岡市の実績調査確認まで完了することが必要です。

5 補助対象経費・補助上限額

(1) 補助対象経費

補助対象経費は、総務省の地域経済循環創造事業交付金交付要綱（ローカル 10,000 プロジェクト）の第 5 条に規定する以下の経費とします。

※総務省地域経済循環創造事業交付金交付要綱（R6 年 12 月改正）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000982715.pdf



| 経費の区分 | 説明 |
|-------|--|
| 施設整備費 | 事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。 |
| 機械装置費 | 事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費(事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む)。 |
| 備品費 | 事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費。 |
| 調査研究費 | 事業の遂行に必要なものとして、補助対象者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、補助対象者が直接行う調査研究に係る経費は除く。 |

※全て「4 補助対象期間」内の納品・使用・実施等が書面等にて確認できる経費に限ります。（経費の支払いを期間内に完了し、領収書等で日本円での金額及び日付等が確認できることを要件とします。）

※事業目的に合致しないもの、振込手数料、各種申請手数料・収入印紙、各種保険料及び事業に直接使用したことが特定できない一般事務用品等は対象外となります。

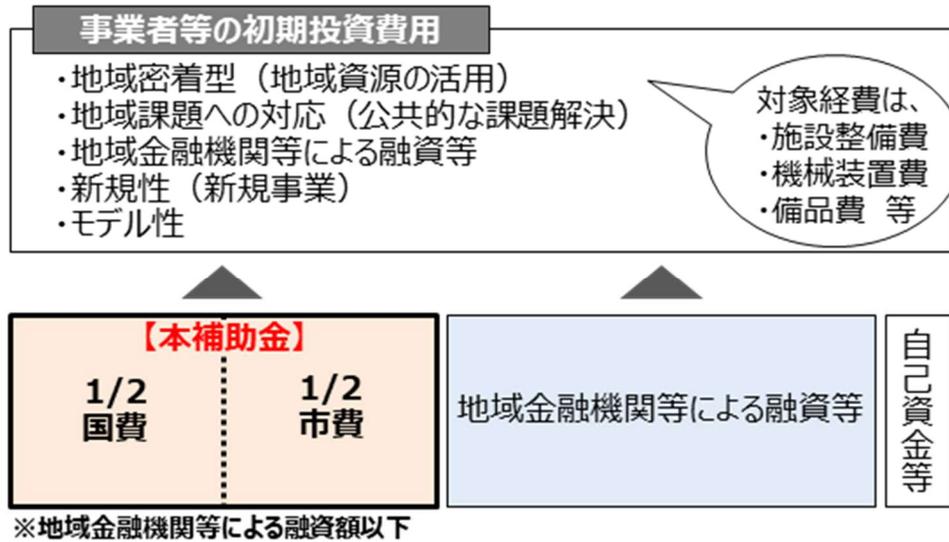
※ソフト経費は補助金の対象に含まれません。

※国、地方公共団体（福岡市を含む。）その他これらに準ずる団体から、他の補助金、交付金、助成金等の交付を受けている経費については、本補助対象経費から除外します（例：同じ機器の二重申請は不可）。

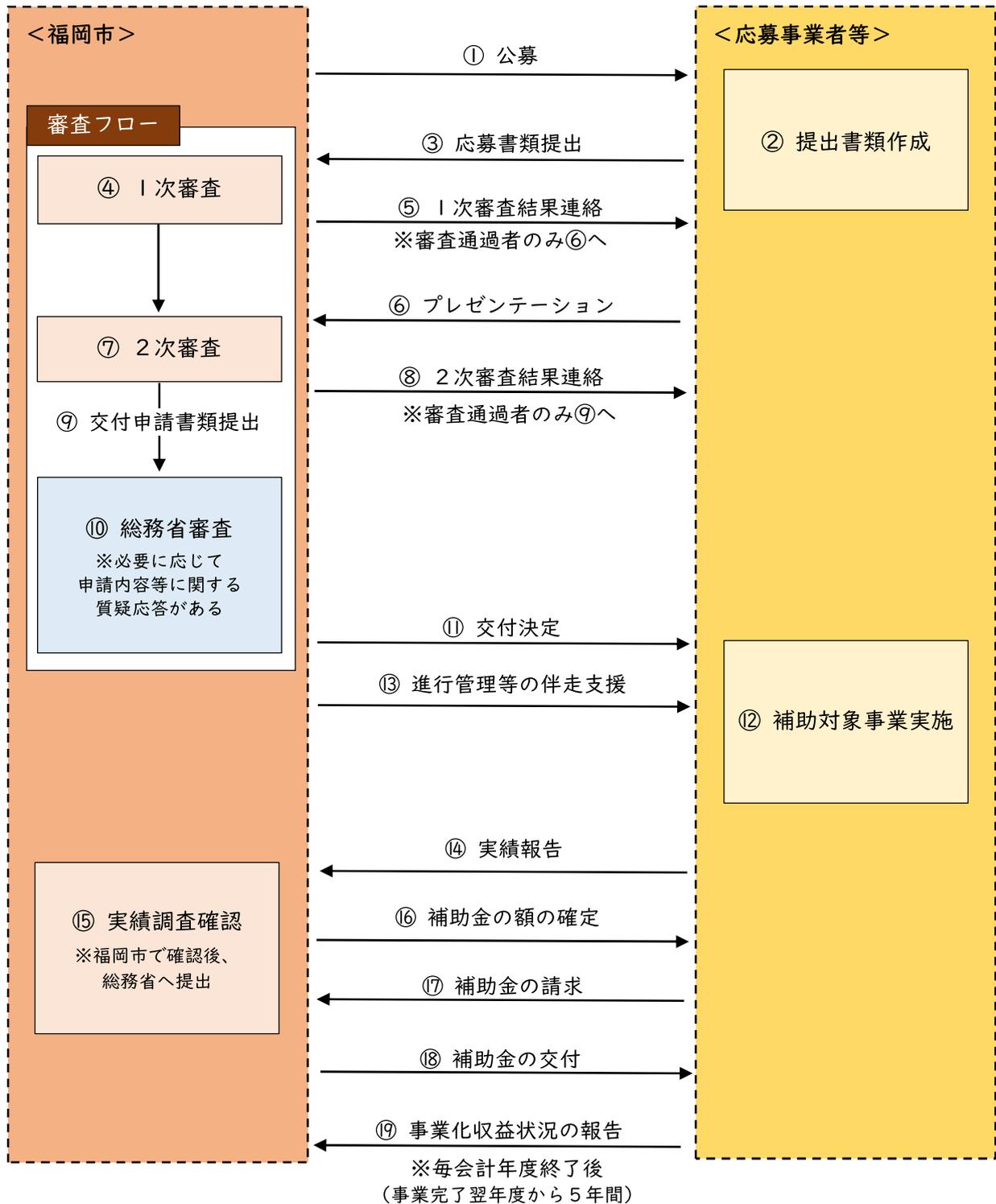
(2) 補助上限額

令和8年度の補助上限額（1事業あたり）は、補助対象経費における地域金融機関等による融資等の額又は2,000万円のいずれか低い額とします。

※算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。



6 事業スキーム



7 スケジュール

| | |
|------------------|-----------------|
| 募集開始 | 令和8年4月1日(水) |
| <u>提出書類の提出締切</u> | <u>4月21日(火)</u> |
| 1次審査結果通知 | 4月下旬～5月上旬予定 |
| <u>2次審査</u> | <u>5月中旬予定</u> |
| ※対面によるプレゼンテーション | |
| 2次審査結果通知 | 5月下旬予定 |
| 国(総務省)審査期間 | 6月～7月 |
| 国(総務省)交付決定通知 | 8月上旬予定 |
| 市交付決定通知 | 8月下旬予定 |
| 事業者による実績報告 | 令和9年3月31日(水)まで |
| 補助金の支払い | 市による実績調査確認以後、順次 |

※国(総務省)による審査に時間を要する場合等、交付決定が遅れることがありますので、予めご了承ください。

8 募集件数

2件程度

※あくまで想定であり、予算の範囲内で増減する場合があるほか、選考基準を満たさない事業は、予算の範囲内であっても採択されない場合があります。

9 審査について

提出書類に基づき、1次審査(書類)、2次審査(プレゼンテーション)により総務省に申請する事業を選定し、総務省による審査を経て、補助対象者を決定します。

福岡市の評価項目は、「地域資源の活用」、「地域課題への対応」、「新規性」、「モデル性」、「地域金融機関等との連携」、「事業の実現性及び自立性」、「雇用計画」、「地域や周辺環境との調和」とします。詳細は、「14 評価項目」を確認してください。

※審査を行うにあたり、個別に提出書類の確認を行う場合があります。また、連携する金融機関等へ、市から調整状況を確認する場合があります。

※1次審査、2次審査、総務省による審査に落選した場合は、補助金不交付決定を通知します。

10 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

- (1) 補助金交付申請書【様式第1号】
- (2) 実施計画書【別紙1】
- (3) 事業位置図【別紙2】
- (4) 事業概要ポンチ絵【別紙3】
- (5) プレゼンテーション資料

※作成方法は、「11 プレゼンテーション資料の作成要領」を確認してください。

- (6) 役員名簿【別紙4】

※代表者及び役員の指名、フリガナ、生年月日（元号表記）を記載してください。この情報は、福岡市が関連する事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へと照会することに使用します。役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいいます。（監査役、幹事、事務局長は含みません。）

- (7) 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は開業届）

※直近3カ月以内に法務局が発行した履歴事項全部証明書を提出してください。

- (8) 定款、規約等（個人事業主は除く）

- (9) 直近3か年分の財務諸表

※貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書を提出してください。設立後の決算が3期に満たない場合は、提出が可能な範囲のもので可とします。

※上記のほか事業内容が確認できる資料等の提出を依頼する場合があります。

※提出資料について、電話・メール等で確認を行う場合があります。

※提出締切日以後に発行された履歴事項全部証明書は不可

※必要な様式は福岡市ホームページからダウンロードしてください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/kikaku/shisei/local10000_project/2026boshu.html



11 プレゼンテーション資料の作成要領

プレゼンテーション資料については、以下に沿って作成してください。

(1) 構成

資料は以下項目の記載を必須とします。

ア 表紙

- ・表題（福岡市地域経済循環創造事業補助金～補助事業の名称～）
- ・提出年月日
- ・事業者名、担当者氏名、連絡先

イ 目次

ウ 事業者（実施主体）概要

エ 事業計画の概要

オ 事業計画の詳細

- ・「14 評価項目」に掲げる項目を各編の見出しとして、具体的な内容を記載してください。
- ・事業実施にあたり、遵守すべき法令や取得が必要な許可等がある場合は、「法令、許可等の名称」及び「取得スケジュール」を記載してください。

カ 全体事業スケジュール

キ 経費見積書及び積算内訳書

- ・見積金額の内訳が分かる積算内訳を作成し、項目、数量、単価、金額を明らかにしてください。

(2) 形式等

ア 資料は A4、横書き、14 ページ以内（表紙、目次を除く。）とし、ページ番号を付してください。

イ 文字サイズは 12 ポイント以上（図表中の文字を除く。）、フォントは自由とします。

ウ 印刷の色は、カラー、白黒を問いません。

(3) その他

ア 図、表、写真等を適宜使用し、見やすく明確な内容としてください。

イ 専門知識を有しない者にも理解できる表記を心がけてください。

ウ 資料で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とします。

エ 事業の実現可能性（運営体制や採算性、継続性など）について、十分考慮した内容としてください。

オ プレゼンテーション資料以外の資料は、プレゼンテーションで用いることはできません。

12 提出期間・提出方法等

(1) 提出期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月21日（火）15時まで（必着）

(2) 提出方法

電子データと紙原本の両方を「15 申請書の提出及び問い合わせ先」に提出してください。

ア 電子データ

電子メールにて提出してください。電子メール送付後は未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡してください。

データは PDF と Excel、Word 等の基データの両方を ZIP ファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日) _ (事業者名) _ 申請書類一式」(() 内は各々必要事項を記載) としてください。

イ 紙原本

「直接持ち込み」又は「郵送（締切日必着）」してください。

※「直接持ち込み」による場合の受付時間は、平日の10時～17時とします。なお、提出期限の最終日4月21日（火）の受付時間については、10時～15時とします。

※送付書類の到着の確認が取れるよう、特定記録や簡易書留等配達記録が残る形で発送してください。郵便事故等による未着の場合の対応は行いません。

13 留意事項

本募集要項に加えて、「福岡市地域経済循環創造事業補助金交付要綱」及び国（総務省）の「地域経済循環創造事業交付金交付要綱」の内容を必ず確認してください。

また、下記事項について留意してください。

- (1) 各申請にかかる費用は、全て申請者が負担するものとします。
- (2) 提出物は返却しません。なお、提出書類は本補助金に係る手続き以外の目的には使用しません。
- (3) 審査結果に関する質問は一切受け付けません。
- (4) 提出書類に虚偽があった場合、又は必要な手続きを行わない場合は、交付決定を受けた後であっても交付決定を取り消すことがあります。
- (5) 総務省における審査において、申請事業の内容等に関する質問があった場合は、市から申請者にお知らせいたしますので、ご対応をお願いいたします。
- (6) 予算の都合により補助金交付額が減額されることがあります。
- (7) 補助金の支払については、事業の報告を市が受け付けた後、事業の実績や支出内容等を証拠書類等により確認できた後となります。前払い（概算払い）はできません。
- (8) 本補助事業により取得した財産については、事業完了後も、管理者によって管理（管理簿の作成、ラベル貼付による紛失防止等）し、本補助事業の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。また、原則として、総務省所管補助金等交付規則8条に定められた処分の制限を受ける期間を経過するまでは、福岡市の承認を得ずに取得財産を処分することはできません。なお、福岡市の承認を得て取得財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する金額の納付を求めることがあります。
- (9) 補助事業に関する関係書類及び帳簿類を整理し、事業が完了した翌年度から起算して5年間保存してください。
- (10) 補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後に、事業化収益状況報告書（様式第11号）を福岡市に提出してください。なお、福岡市が、総務省要綱第22条（収益納付等）に基づき総務省から交付金の全部又は一部に相当する金額の納付命令を受けたときは、当該交付金に基づき補助金を交付した交付決定者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する額の金銭の納付を命じることがあります。
- (11) 交付決定の日の属する会計年度の翌年度以降、事業効果を検証することを目的として行われる調査に地域金融機関等の協力のもと、回答してください。
- (12) 事業内容等を変更する際は、事前相談の上、福岡市地域経済循環創造事業補助金交付事業変更申請書（様式第4号）及び関係書類を提出し、承認を受けた後に、変更後の事業を行ってください。
- (13) 補助金の交付対象事業に係る成果等を公表（プレスリリース等）する場合は、事前に市へ連絡してください。

14 評価項目

審査にあたっては、以下の項目について総合的に評価します。

| No | 評価の視点 | 配点(点) |
|---------------|--|-------|
| 1 地域資源の活用 | | |
| | 農林水産物、歴史・文化資源、自然景観等の地域資源を活用しているか | 10 |
| | 地域資源の特徴を生かし、ブランド化や知名度向上等に寄与しているか | |
| 2 地域課題への対応 | | |
| | 地域課題を的確に把握し、課題解決に向けた持続可能で地域への波及効果を見込む事業であるか | 10 |
| | 福岡市第10次基本計画やその他の市計画に掲載されている課題や施策の方向性等と合致しているか | |
| 3 新規性 | | |
| | 事業者にとって、これまでの取組みと異なる新規の事業であるか (単に生産量を増加させるもの、工場を増設するもの等、既存事業の拡大ではないか) | 10 |
| 4 モデル性 | | |
| | 事業対象地域において、前例のない取組みとなっているか | 20 |
| | 同様の地域課題を抱える地域のモデルとなり得るか | |
| 5 地域金融機関等との連携 | | |
| | 地域金融機関等からの融資等について、十分に調整が行えているか | 10 |
| 6 事業の実現性及び自立性 | | |
| | 収支計画は妥当で、事業戦略は具体的かつ確実性があるか | 15 |
| | 事業に内在するリスクを正確に認識し、その回避策に係る検討は十分か | |
| | 事業化段階及び事業化後のフォロー体制が整備されているか | |
| 7 雇用計画 | | |
| | 地域人材の雇用計画及び育成計画に具体的かつ確実性があるか | 10 |
| 8 地域や周辺環境との調和 | | |
| | 地域との合意形成が図られているか | 15 |
| | 自然環境や景観等への配慮がなされているか | |
| | 土地利用等の許可(開発・建築許可等)について、適切に手続きが進められているか | |
| 合計 | | 100 |

15 申請書の提出及び問い合わせ先

部署名 : 〒810-8620

福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

福岡市役所 総務企画局 企画調整部 (本庁舎 8 階)

電話番号 : 092-711-4863(直通)

メールアドレス : fpks@city.fukuoka.lg.jp

受付日時 : 平日 10:00~17:00(土・日・祝日は受け付けておりません。)

※お問い合わせの際は、「ローカル 10,000 プロジェクトの件」とお伝えください。

※事業計画の内容及び審査に関する質問は一切受け付けません。